

諮問日：平成30年11月28日（平成30年度（最情）諮問第64号）

答申日：令和元年5月24日（令和元年度（最情）答申第13号）

件名：下級裁判所事務局の共済組合係に初めて勤務する職員に対する職務内容の
説明文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「下級裁判所事務局の共済組合係に初めて勤務する職員に対し、その職務内容を説明するときに使用している文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年10月24日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

下級裁判所事務局の共済組合係に初めて勤務する職員に対し、その職務内容を説明する立場にあるのは、それぞれの下級裁判所であり、最高裁判所では、本件開示申出文書を作成していない。また、最高裁判所は、共済組合係に係る職務内容について、下級裁判所においてどのような説明を行っているかの報告を下級裁判所に求めているため、最高裁判所は、本件開示申出文書を取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年11月28日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成31年3月15日 審議
- ④ 同年4月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、下級裁判所事務局の共済組合係に初めて勤務する職員に対し、その職務内容を説明する立場にあるのは、それぞれの下級裁判所であり、また、最高裁判所から下級裁判所に対して共済組合係に係る職務内容についてどのような説明が行われているかの報告を求めているため、最高裁判所において本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとのことであり、本件の開示申出の内容に照らして、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人